

## 平成 29 年第 10 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 10 月 3 日（火曜日） 14 時 00 分～ 16 時 37 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 山田 定男 2 番 小野 美智子 3 番 市川 一清 5 番 狩生 哲廣  
6 番 黒岩 真由美 7 番 刃田 寿志 8 番 田嶋 義生 9 番 高島 千恵美  
10 番 御手洗 大悟 12 番 吉良 勝彦 13 番 工藤 雄一 14 番 谷川 享宏  
15 番 塩月 吉伸 16 番 河野 周一 17 番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 1 区 波戸崎 孝 佐伯 2 区 清田 馨 佐伯 3 区 安藤 博  
佐伯 4 区 山田 裕也 佐伯 5 区 清水 秀人 佐伯 7 区 池田 幸利 佐伯 8 区 小川 忠重  
佐伯 9 区 林 寛 佐伯 10 区 疋田 定 佐伯 11 区 後藤 彰 上浦区 白田 一男  
弥生 1 区 大石 太士 弥生 3 区 藤原 安政 本匠 1 区 川野 源治 本匠 2 区 高橋 昭男  
宇目 1 区 岡田 安代 宇目 2 区 矢野 弥平 宇目 3 区 小里 豪 直川 1 区 曾根田 正弘  
直川 2 区 橋迫 新五 蒲江 1 区 井川 英二 蒲江 2 区 津田 幸喜 蒲江 3 区 松尾 孫重

欠席農業委員：4 番 簀戸 猪文 11 番 小野 隆壽

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博  
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 事務員 児玉 真輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）  
③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）  
④非農地証明願について  
⑤農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について  
⑥農地利用意向調査について  
⑦平成 30 年度佐伯市農政施策に関する要望・提言（案）について

### 報告及び連絡事項

- ①平成 29 年度農業委員会地区別セミナーについて
- ②転用申請時における土地改良区等の意見書の添付について
- ③災害お見舞いについて
- ④「全国農業新聞後期普及強調月間」の取り扱いについて

事務局長：定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年第 10 回佐伯市農業委員会を開催いたします。  
本日の欠席委員は、4 番實戸委員、11 番小野委員。農業委員 17 名中、本日の会議の出席者は 15 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、5 条が 6 件、9 月 29 日付けで許可書の交付がされておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長：それでは議事に入る前に、議事録署名人を指名したいと思います。議事録の署名を 8 番の田嶋委員、9 番の高島委員をお願いいたします。続きまして事務局からの議案説明をお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の 2 ページをお開きください。農地法第 3 条、件数 7 件、面積田 1,014 m<sup>2</sup>、面積畑 2,546 m<sup>2</sup>、面積計 3,560 m<sup>2</sup>。次に農地法第 4 条、件数 4 件、面積田 291 m<sup>2</sup>、畑 1,649.91 m<sup>2</sup>、面積計 1,940.91 m<sup>2</sup>。次に農地法第 5 条、件数 4 件、面積田 1,637 m<sup>2</sup>、畑 355 m<sup>2</sup>、面積計 1,992 m<sup>2</sup>。合計、件数 15 件、面積田 2,942 m<sup>2</sup>、畑 4,550.91 m<sup>2</sup>、面積合計 7,492.91 m<sup>2</sup>。以上提案いたします。

議 長：それでは議事に入りたいと思います。3 条、7 件、説明、審議に入りたいと思います。それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 1 から説明いたします。3 条の 1 は、親子間の贈与による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地及び農地となっております。譲受人は所有農地で、米、野菜類を耕作しております。農機具等の所有につきましても、農業経営に必要な農機具はすべて所有しております。耕作は、譲受人と両親の 3 人で行っているということです。取得後の耕作面積は、106.97 a で、弥生地域の下限面積 40 a 以上となって問題はないと思われま。意見書につきましても問題ないという意見書を推進委員さんよりいただいております。以上です。よろしくお願いたします。

議 長：ただいま 3 条の 1 番について説明が終わりました。これより質疑、意見を受けたいと思いますがどなたかございますか。ないようですので、3 条の 1 番についての承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで、承認したいと思います。続きまして、3 条の 2 番の説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 2 番について説明をいたします。3 条の 2 は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農振内の農用地となっております。申請者所有の隣地となっております。スライドの写真は既に譲渡人の了解を得て、もともとボソになっていた所を譲受人の方が重機等使って農地の整備をしている途中となっております。譲受人は所有農地で、ミカン等耕作しています。農機具につきましても、農業経営に必要な農機具は所有しております。農地取得後、本人のミカンの

農地になっていますので、それを広げて引き続き耕作するという事です。耕作面積につきましては、36.67aとなりまして、蒲江地域の下限面積20a以上となっております。意見書は問題ない旨の意見書を添付しております。よろしくお願いいたします。

議長：ただいま3条の2番についての説明がございました。これから質疑、意見を求めたいと思いますが、どなたかございませんか。（異議なし、の声あり）異議なしという声が出ましたので3条の2番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の2番を承認いたしたいと思います。続きまして3条の3番について説明をお願いいたします。

事務局：3条の3、4、5は譲受人が同一人物になっておりますので、一括して説明させていただきます。3条の3、4、5は、売買による所有権の移転です。今回の案件は、以前平成28年第3回の農業委員会で許可されました3条申請に関連があります。その時に3条の申請を周りも同時にする予定でしたが、今回、出来なかった分が出てきた経緯となっております。農地におきましては、譲受人の所有農地の隣地というか間になっております。農振内の農用地となっております。譲受人は、所有農地でシキミ等耕作しているとのことであります。今スライド画面を見た状態で、一度この状態で試しに植えてみたそうなんですけど、耕作がうまくいかず、今回所有権移転後に一帯を農業用の良い土を入れて整備して耕作を行うとのことで聞いております。農機具につきましても、農業経営に必要な農機具は持っております。取得後の面積におきましては、今回の3、4、5合わせまして177.33aとなり、蒲江地域の下限面積20a以上でございます。意見書も問題ない旨の意見書が添付されております。よろしくお願いいたします。

議長：ただいま3条の3番、4番、5番について説明がございました。これより質疑、意見を受けたいと思います。ございませんか。意見等ないということでございますので、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして3条の6番について説明をお願いいたします。

事務局：3条の6です。売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人自己所有農地と借入地合わせまして果樹、野菜類を耕作しております。農機具におきましても、農業経営に必要な農機具を所有しております。取得後の農地は、今既にご覧いただいているとおり、栗と野菜が植わっておりますので引き続き、果樹類がありますので引き続き耕作します。取得後の耕作面積につきましては、211.07aとなっており、佐伯地域の下限面積40aを超えております。推進委員さんからも問題なし旨の意見書を添付いただいております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長：ただいま3条の6番の説明が終わりました。これより、質疑、意見を求めたいと思いますが、どなたかございませんか。ないようですので、3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。続きまして、3条の7番についての説明を事務局お願いいたします。

事務局：3条の7番は、親族間の生前贈与による所有権の移転です。所有農地は、農業振興地域内の農地です。今回は自己所有農地で野菜を耕作しているとのことです。農機具につきましても、農

業経営に必要な農機具は所有しております。耕作におきましては、譲受人夫婦の二人ということです。取得後の農地につきましては、荒れている所はありますが、整備をして野菜類等を耕作すると聞いております。取得後の耕作面積につきましては53.9669a、上浦地域の下限面積20a以上となっております。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付していただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま3条の7番についての説明がございました。これより質疑、意見を求めたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の7番を承認したいと思います。3条の1番から7番については全て佐伯市農業委員会は承認したいと思います。続きまして、農地法第4条の規定による許可申請について事務局1番から説明をお願いいたします。

事 務 局：4条の1番です。今回の農地につきましては、第3種農地の畑となっております。一般住宅としての転用でございしますが、申請人が昭和57年7月1日に住宅を新築した際に申請地の転用許可を得ないまましていたとのことで、現在既に住宅として使用しております。今回は、始末書を添付しての申請となっております。現状のままでありますので、工事が伴わないということで、周辺への影響はありませんし、苦情等もありません。水利権もございません。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま4条の1番についての説明が終わりました。これより質疑、意見を求めたいと思いますが、どなたかございませんか。ないようですので4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。続きまして、4条の2番について説明をお願いいたします。

事 務 局：4条の2番の説明をさせていただきます。今回は、貸駐車場用地としての転用が出ております。申請農地は、都市計画区域内の近隣商業地域に該当しておりますので第3種農地の畑となっております。今回、申請地、車が止まっている所一帯が、もともと駐車場として使用していましたが、申請地だけが農地として残ったままということで、今回始末書を添付しての申請となっております。現状のまま利用するというでありますので、周辺地への影響等もありません。現在のところ苦情等も入っておりません。水利権もございません。推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま4条の2番についての説明が終わりました。これより質疑、意見を求めたいと思います。どなたかございませんか。ないようですので4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。続きまして、4条の3番について説明をお願いいたします。

事 務 局：4条の3についてです。申請農地は、倉庫、資材置場用地としての計画となっております。申請農地は、平成元年ごろに大分県の依頼により工事の土捨て場として貸して、その後整地をして、資材を保管する場所となりそのまま使用しているということであります。今回始末書が付いております。農地につきましては、都市計画区域内の第二種住居地域に該当しておりますので第3種農地の田であります。現状のまま使うということなので、工事は発生しませんので周

困への影響等もございません。現在の苦情等も入っておりません。水利権につきましてもないということでございます。推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま4条の3番についての説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないようですので、これより4条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで4条の3番を認めたいと思います。続きまして、4条の4番について説明をお願いします。

事務局：4条の4について説明いたします。今回太陽光発電施設用地として利用する計画として申請が出ております。農地としては、農業公共投資の対象となっていない第2種農地の畑であります。以前農振農用地に入っておりました。農振除外の手続きをしております。9月20日付け、締切日と同日となっておりますが、農振除外の同意ということで、大分県からその旨の農振除外の同意の通知が来ております。工事としましては、フェンスをして、高さはほぼ同じレベルですということなので、周辺農地への被害はないということです。水利権につきましてもないということでございます。推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま4条の4番についての説明がございました。これより質疑、意見を求めたいと思いますがどなたかございませんか。それではこれより4条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで4条の4番を承認したいと思います。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。今回一般住宅用地としての転用の申請でございます。農地は公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地の畑です。今回スライドで出ておりますが、農地の左側にもともと住宅がありまして、こちらを建てなおすということで、ちょうど映っておりますが、奥に移っている道路沿いにある建物を壊して新築をするということで、今回申請があがってきております。水利権はありません。隣接する農地には石積みをして水路を挟むということで土砂流出等の被害はないと思われま。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま5条の1番についての説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。(異議なし、の声あり)異議なしの声がありましたので、これより5条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)ありがとうございます。続きまして5条の2番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の2について説明いたします。今回宅地分譲用地として転用申請があがっております。農地につきましては、都市計画区域内の第2種住居地域に該当しておりますので、第3種農地の田となっております。小田井堰土地改良組合からの問題ない旨の意見書を添付いただいております。スライドは、道路と農地の間に大きめの水路が入っております。こちらから宅地用地を造成する際に、道として橋を渡して造成をしていくということで、図面の方にも設計がされておりますので問題ないと思われま。周辺農地につきましては、土留めブロックを設置する、擁

壁を囲むということなので周囲の被害もないということです。排水につきましては合併浄化槽を経由して敷地外の側溝へ放流いたします。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま5条の2番についての説明がおわりました。これより質疑、意見等求めたいと思いますが、どなたかございませんか。ないようですので、これより5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。続きまして5条の3番をお願いいたします。

事務局：5条の3番について説明いたします。一般住宅用地として申請があがっております。前回審議いただいたコスモタウンのメガネ市場の隣の農地の隣の農地となっております。都市計画区域内の準工業地域に該当しております第3種農地の畑となっております。周辺はブロック塀を2段で囲んで周囲への影響がないようにするという事です。排水につきましては、合併浄化槽を設置し、道路側溝へ放流することです。平屋建てですので日照被害もないということです。小田井堰からの問題ない旨の意見書を添付いただいております。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま5条の3番についての説明がおわりました。これより質疑、意見等求めたいと思いますが、どなたかございませんか。ないようですので5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。続きまして4番の説明をお願いいたします。

事務局：5条の4について説明いたします。今回一般住宅を建築するという事での申請でございます。農地につきましては、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地の田です。隣接地は全て一般住宅に囲まれていますので、周辺の被害等はありません。排水につきましては、合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流することです。水利権についてはこちらはないということです。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：5条の4番についての説明がただいま終わりました。これから質疑、意見等求めたいと思いますがどなたかございませんか。（ありません、の声あり）ありませんという声がありますので。はい、どうぞ。

佐伯7区推進委員：推進委員なんですけども、先程から会長が読み上げたのが異議なし、異議なしで30分もせんで全部終わろうとしています、委員の皆さん何にも思わんのかなと思ったのが、3条の1番、ちょっとスライドで出ますか。今のこれ、田でも畑でもないでしょ。庭じゃないですか。それで何にも意見が出らん、ちょっと変じゃないかな。進め方が。皆さんの意識がどの辺にあるのかなと思って、さっきからずっと見よるんですけども。庭でしょ、これ。

議 長：この前、農地視察に行った人、誰か。はい。

14番委員：谷川なんですけども、先日この土地を見に行っただんですけども、確かにお宅の言われるとおりそ

ういうもんなんですけれども、区分としては畑というふうになっていますので、我々としても地目上畑でございますので、それ以上の事は言えません。

議 長：いいですか。

佐伯7区推進委員：事務局の方に、先日の農地パトロールの時にここはどうなってるんですか。

事務局：まだここは確認ができておりません。

佐伯7区推進委員：いいです。

議 長：いいですか。それでは第5条の4番、再度賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）ありがとうございます。4条の4件、5条の4件については多数の意見を附して知事に進達したいというふうに思います。はい、どうぞ。

13番委員：4条について、ちょっと教えてもらいたいんですけども、1番についても2番についてもですけども、昭和57年からなっていたとか言うんですけども、さっき言っていた農地パトロールの時にチェックして事務局の方にあがってくると思うんですよ。そういう場合、どういうふうに処理しよるのかなど。ただあがってくるけど、そのまま見とるんか、行動が起こせるんか、わかっっても起こせないんか。そこんどこ教えてもらいたいんです。ずっと農地パトロールしてるのに、わかってるのに措置ができないというんでね。

事務局：情報いただきまして違反転用とか、無断転用につきまして、すべてが処理できているわけではないです。処理できている部分もありますけども件数は多くないです。今回、推進委員の皆さんに回っていただいて、かなり細かい情報をいただいておりますので、そこは突き詰めて改善できるような形で持っていきたいと思っております。

13番委員：わかった場合は何か処置ができるんですか、できないんですか、どうなんですか。

事務局：できる農地とできない農地が出てきますので、追認とかでも処理できる分はそういった形でもっていかざるを得ないのかなと思います。例えば農用地とか1種農地で転用できない状況になってれば、県の方に報告はあげるようにしています。

13番委員：そこらのところをはっきりしとってもらわないと、推進委員さんが回って折角チェックしてもあまり意味がないんじゃないかと、こんなの見よるとですね、そこらへんのところをもうちょっと農地パトロールで見つけて見つけた場合はこういうふうに変わりますというのをある程度説明をしとってやらんと折角回っても何も意味がないんじゃないかなとなつては、士気にも影響が出るんじゃないかと思うので、はっきりしてもらいたかったところです。

事務局：有効活用するようにやっていきたいと思っております。

議 長：それでは5分間の休憩を挟みたいと思います。

(5分休憩)

議 長：それでは再開したいと思いますので、推進委員さん、農業委員さん着席をお願いいたします。それでは農用地利用集積計画（案）について農林課より説明をお願いいたします。

農 林 課：みなさんこんにちは、農林課の児玉です。よろしくお願いいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は10件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間5年、5筆、5,278㎡、契約期間10年、5筆、3,203㎡、これらを合計すると10筆で8,481㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ意以降に掲載していますので御確認をお願いいたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）について説明がありました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。なかったらいいかな、私の方から。2枚目の〇〇さん、今5筆程借りているんだけども別府の方ですよ。これは企業参入で入ってくるんですか。

農 林 課：〇〇さんは土地の所有者でありまして、借りるのは〇〇さんが借りるということでもあります。

議 長：了解です。他にございませんか。ないようですので、農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手をお願いいたします。（挙手多数）ありがとうございます。それでは利用権設定の推進についてのお願いを農林課お願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起こしをお願いしているところですが、満期到来者分については、該当する委員の方にリストを添付しておりますので、再設定の際に相談等受けた場合は御協力の程よろしくをお願いいたします。なお、利用権設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたします。今回の書類の締め切りは10月13日としています。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくをお願いいたします。

議 長：今回の締め切り10月13日ということですのでよろしくお願いいたしますというふうに思います。続きまして、農用地利用配分計画（案）について説明をお願いいたします。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いいたします。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきます。資料表紙の裏側が集計表になっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成29年12月1日開始分です。契約期間5年の内訳は、田、5筆、面積5,278㎡。契約期間10年の内訳は、



田、5筆、面積3,203㎡です。今月の合計は、10筆、田、8,481㎡となっております。詳細につきましては、2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等記載をしております農用地貸付調書を添付しておりますので各自御確認いただきたいと思ひます。簡単ですが以上で説明は終わります。よろしくお願ひいたします。

事務局：事務局から、担当の推進委員さんから問題ない旨の意見書を添付いただいておりますので申し添えます。

議長：ただいま農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。これより質疑、意見等求めたいと思ひますがどなたかございせんか。（ありません、の声あり）ないということでございしますので、農用地利用配分計画について、賛成される方の挙手を求めたいと思ひます。（挙手多数）挙手多数ということで承認いたします。続きまして、非農地証明願ひについて、事務局、説明をお願ひいたします。

事務局：こんにちは。事務局の田中でございます。非農地証明願ひの1番でございますが、委員の皆さん方には、案件に係る土地の表示、耕作放棄された年月日及び申請人等については議案書のとおりでございますし、また申請地の位置等につきましても、お手元に配布した図面のとおりでございます。そこで本申請地の現地調査についてでございますが、9月29日でございます。山田会長ほか3名の農業委員の皆さん方、そして担当区の藤原推進委員さん、また私ども事務局3名で実施をしたところでございます。当該地については、佐伯市役所より国道217号線を番匠方面に向かいまして、国道10号線の番匠大橋を渡り、約500m先を右折をしまして、切畑小学校裏を通過し、そこに市営深田団地がございせんが、その先が現地でございます。現地の状況は、今スクリーンの方に映し出しているとおりでございます。現地についての耕作放棄の理由についてでございますが、水源から順次荒廃化が進みまして、水利の確保がままならなかったと、合わせて度重なる土砂の流入で水田管理ができなかったということが要因のようでございます。耕作放棄の時期についてでございますが、昭和63年でございます。放棄後既に30年が経過をしております。その間も幾度となく発生した台風等により当該とは土砂等の流入に悩まされているということでございせんが、これにつきましては、9月29日に現地を確認をしたところ、当該地は周辺番地より地盤が低く、スクリーンの方では状況が分かりにくいんですが、隣接の谷と高低差がないことに起因されるということが判断されようかと思ひます。よって、今後において農地としての復元をすることが困難で、継続して利用することができない状況にあると考えられると思っております。よって、非農地証明書発行基準要領の4項目に該当しますが、農地に復元するために物理的な条件整備が著しく困難であるという項目に該当しようかというふうを考えております。よって委員の皆さんには慎重審議のうえ、御承認をいただければというふうには思っております。

議長：担当推進委員さん何か補足することはございせんか。

弥生3区推進委員：ただ今、委細に説明がございましたので、私の方から特に説明はございせん。

議長：ただいま非農地証明願ひについての説明がおわりました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手にてお願ひいたします。はい。

10 番委員：教えてもらいたいんですが、さっき土砂がどっからか流入するという説明があったんですけどもこの地図でいうと、谷がどっちかあるんですか。非農地証明願いが承認された後は、この現況の山林という地目になるということなんですか。

事務局：説明します。当該地は大体 1 反 3 畝ぐらいの土地なんですが、図面上この現地の右側を上流から下流に向けて谷がはしっておるところでございます。

議長：よろしいですか。

事務局：今映しだされている図面で先に木があるかと思えます。木の根をスクリーン上では右から左に向けて谷がはしっています。現地は推進委員さんが指指されておるちょうど中間点が境界になりますので、中間点から左側が現地でございます。現地の右側、推進委員さんがおられる所については既に農地転用を過去にしておる状況でございます。

議長：よろしいですか。はい、どうぞ。

佐伯 5 区推進委員：非農地証明が出ているこの隣接地は農地ですか。これ非農地を認めた場合、農地の人に迷惑がかかるんじゃないん。

事務局：私どもがはっきり隣接の状況が分かる写真等スクリーンに映し出してないんで、委員の皆さんが非常に分かりづらくて御迷惑をおかけしておるんですが、この下流に深田団地がございます。これは、旧弥生町の時代に作った団地何ですが、それから上流域については山にかけて既に耕作放棄して 30 年の農地が一部がございます。ただ、今回非農地証明が出されたそこから深田団地の間に、状況は荒廃をしておるが農地がある、また委員が指されておる谷から向こう側については農地があるんですが委員さんがおられる側についてはバックに林道が走って今回の申請地の周辺については、すべて山林であるといった状況になっています。今委員さんがおられる所については過去農地の転用が出て既に農地から地目が変わっておる所でございます。委員がおられる所の背には地目が山林の状況にあるといった所でございます。

佐伯 5 区推進委員：申請地の隣は非農地になっとるん、農地、それが知りたい。

事務局：申請地を下側にして上を見ていただきたいと思うんです。人家の絵があろうかと思えます。ここが深田団地になります。申請地の左側に道の表示があろうかと思えます。これが弥生町時代に作られた林道でございます。申請地を赤囲いをしてありますが、赤囲いの左の部分は既に山林部分でございます。右側は谷がずっと上流から来た小谷が、図面の下側が上流になるんですが、上流域から申請地の右側を通過して、右手は台帳上は農地が残っております。まったくされておりません。

議長：よろしいですか。続いて工藤さん。

13 番委員：内容というよりは写真での状況がよくわからないんですよ。写真を見ても。明るい所はよく見

えるんだけど。暗い所は。

事務局：申し訳ございません。午前中、日が差し込む時に撮れば良かったんですが、委員さんとずっと回って現地に行ったのが4時ぐらいだったので杉山なのでどうしても、後日となるとまた委員さんを連れてということになるので、諦めてこの写真になりました。以後につきましては気をつけます。

13番委員：我々はこの写真で判断しようとする、さっぱりわからんと思っちゃったんですけど。できるだけ、これで我々判断しますので。

弥生3区推進委員：私の方から説明を加えます。明るい左の方に草原みたいな感じで映っている所がありますね、あそこらは先程深田団地を作る時に若干埋めた所です。荒れております。あれからこちらの方に農地として若干作られてるのは私の立つとる右手のちょっと上の方なんですけど、あそこにはカボスとか柿の木が以前植えられたものが若干残っている程度であと耕作すべき耕地というものはありません。荒れ放題です。私の立っている所の明るい所は2、3m高くなっております。

議長：よろしいですか。農業委員さん5名と事務局含めて視察に行ってますので、耕作している状況にはございません。先程説明があった30年間ぐらいは耕作放棄地で放棄しているような状態です。

事務局：大変言いづらいんですが、もう委員さんがちらっと言ったのであえて言いますが、耕作放棄して既に30年になるんです。なるんですけども平成の初期、4年か5年ぐらいですけども深田団地を作る時期に旧弥生町時代に河川の土砂を一時そこに入れ込んだ経緯があるんです。だからこの辺一帯は非常に耕作不適格地というか荒れ放題というのが今の状況です。

議長：他にございませんか。ないようですので非農地についての賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について説明をお願いいたします。

事務局：お手元の方に別冊で佐伯市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）ということで、ホッチキス止めしたものを配っておりますとともに事前に議案書を送付する時にも皆さんの方にお送りしているところです。この指針につきましては、農業委員会に関する法律において定めるよう努力しなければならないと、努力義務にはなっておりますが、国、県の指導、又国の交付金を貰うためにはこの指針を作成しなければならないというふうになっていますので、必ず定めなければならないということでございます。全体の流れとしましては、内容につきましては、この1ページにあります、第1の基本的な考え方、それと2ページ以降に第2の具体的な目標数値と具体的な推進方法について2つに分けて記載しております。では、事前に送付しておりますので、主な部分だけ掻い摘んで説明したいと思います。1ページからですが、この指針を作る目的としましては、下段の以上のような観点からというところがありますが、目的につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、区域ごとの活動を通じて農地利用の最適化が一体的に進んでいくよう、農業委員会の指針として取り組みを定める

というのが目的であります。要するに農地等の利用の最適化の推進に向けての指針とこれを定めて取り組んでいくということが目的でございます。その下のなおの下からありますように、この指針については、平成 25 年 12 月に国の方が農林水産業地域の活力創造プランで今後 10 年間で担い手が利用する農地面積の割合を全農地の 8 割に拡大するという目標を掲げたそうです。具体的には私も答えられませんけど、それに合わせて平成 25 年 12 月に定められて 10 年後ということですので、平成 35 年度を最終目標として農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証、見直しをしていきたいという指針でございます。また、この指針以外に以前から農業委員をされてる方はご存じだと思いますけど、単年度ごとにその年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めてインターネットに公表しなければならないというふうになっていますが、これにつきましては旧農業委員会の時に皆さんから決めていただいて、今ホームページにも公表しておりますが、単年度の計画についてはこれに基づいて行うということですから、この単年度の計画とこの指針については密接に関係があるということでございます。続きまして 2 ページにつきましては、先程言いましたように具体的な目標数値と推進の方法について記載しております。まず、1 として遊休農地の発生防止・解消についてということで目標数値をここに記載しております。まず上段の現状、平成 29 年 3 月の状況でございますが、管内の農地面積 (A) 1980ha ということでございますが、これにつきましては注 1 にありますように単年度計画の中でこの数値については、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しなさいということですので、統計上の数値を記入せざるを得なかったということで 1980ha を記入しております。実際のうちが持っております農家台帳上の農地面積は 3600ha ぐらいになっておりますので、おそらく赤判定、農地に戻すことが不可能な農地が含まれてないのが 1980ha ぐらいというふうな理解でいいかと思えます。続きまして、現状の真ん中の遊休農地面積 (B) 373ha であります。これにつきましては注 2 にありますように現状の遊休農地面積は農地法第 30 条第 1 項の規定による農地利用状況調査、昨年度旧体制の農業委員さんが調査した利用状況調査により、第 32 条第 1 項第 1 号、2 号のいずれかに該当する農地の総面積ということになっておりますが、今回推進委員さんが利用状況調査をしていただいて判定した緑と青、農地に復元することが可能な農地、その昨年度のその面積の合計を記入しております。それが 373ha ということでございます。割合にして 18.8% ということでございます。続きまして、3 年後の目標につきましては、管内の農地面積は現状と同じ面積にしております。と言いますのが、実際は近年の状況を見ると年々農地は減少しているというのが現状でございますが、遊休農地、緑、青判定の分を解消して農地に戻していくという目標の意味も込めまして、3 年ごと最終目標の平成 36 年 3 月、35 年度の面積はいくらになるかわかりませんが、現状と同じ 1980ha を掲げているということでございます。遊休農地の面積はどういうふう目標立てていくのかということで、3 年後につきましては、これも実情からお話ししなければなりませんけど平成 26 年度から 27 年度の推移については、この遊休農地、耕作してない農地、それは 25ha 増えております。27 年度から 28 年度にかけては約 30ha 実際は増加しております。ここをあくまでも目標になりますので目標が遊休農地を増やすという目標値にはできませんので、いろいろな数値等見の中で 1 年に 4 から 5ha 程遊休農地を減らしていくと、農地に戻していくという目標数値を掲げて 3 年後には約 360ha に減少させたいという目標値でございます。率が 18.2%、最終目標の平成 36 年 3 月の目標値につきましても年に 4 から 5ha 程遊休農地を皆さんで解消していきたいと目標数値ということで 340ha というふうな数値を掲げております。率として 17.2% ということで、遊休農地の発生防止の目標数値についてはそういった意味合いでここに書いております。続きまして、(2) 具体的な推進方法についてであります。①として

農地の利用状況調査と利用意向調査、また後で議題にあがりますけど、2つの調査を実施することによって遊休農地の解消に努めていきたいということで、またその実施の方法については農業委員と推進委員で協議検討し、調査の徹底を図る。それと、利用状況調査、意向調査で違反転用等がわかるという以外に通常の利用状況の調査の時期にかかわらず適宜皆さんで積極的にとなかなか言えませんが、畑に行くついでに自分の区域の状況を見ていただいて違反転用等あれば報告をしていただきたいと思います。また、意向調査の結果を踏まえて農地を出したいとか貸したい、売りたいという方と受け手、農地を欲しい、農地を広げたい方とのマッチングを行っていききたいということでございます。また、この2つの調査の結果を基にして速やかに農地情報公開システム、全国農地ナビというのがございます。これに反映して正確な農地情報にしていきたいと、先程池田委員さんの方からグーグルの写真を見てと言われましたけど、スマホとかパソコンがある方は全国農地ナビと検索していただいたら佐伯市の農地の状況が、今は古い情報ですけども出てまいりますので参考にいただければと思います。あと遊休農地の発生防止・解消について農地中間管理機構と連携していかなければならないだろうということでございます。続きまして3ページをお開きください。最後の具体的な取り組みとして③非農地判断についてと先程も皆さんの方からいろいろな御意見が出ていたようですが、ここの2行目から書いておりますが、B分類（利用再生困難）、赤判定に区分された荒廃農地については現状に応じて速やかに非農地判断を行い守るべき農地を明確化するというのが国の方針であります。ですから大分県下の中でも竹田市とか3市程が非農地証明願いと別々に農業委員会が非農地通知と、農業委員会の中で諮って非農地です、農地ではないですという通知を実際行っている市町村があります。佐伯市におきましても今年度から全地域を取り組むことは現状無理ですけど地区を絞って非農地通知をして農地を守るべき農地を明確化していきたいというふうな取り組みを行っていききたいと考えております。続きまして、2担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。この農地利用集積の目標数値につきましては、現状の農地面積（A）につきましては、先程言いました農地面積と同じく3年後も平成36年も同じく1980ha、同じ意味でそういう面積にさせていただいております。問題の集積の面積をどうするのかということでございますが、現状の平成29年3月の集約できている面積は、これは農林課が集積の担当をしておりますので農林課の方からいただいたデータで認定農業者、認定新規就農者等に利用集積した実際の面積を437.5haということで記載させていただいております。率にして22.1%の集積率が進んでいると、非常に少ないような数値でございます。3年後の平成32年と最終の平成36年の目標数量をどうするかということでございますが、農林課が定めております農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想、皆さんこれを見てないと思いますが農林課の構想の中で最終目標の集積率を75%にしたいと言った方がいいんでしょうけど最終目標をそう決めておりますので、それをずらすのはちょっといかなものかということで、最終目標の平成36年に75%になるようにということで管内の農地面積に75%部分の1485haという集積の目標値にしております。3年後については中間の40%を目標にするということで、あくまでも目標数値でかなり難しいのかなと思っておりますけど、そういった意味で数値を挙げております。参考として、担い手へ集積していくということでございますので、担い手がどういうふうに移しているかということで参考にそこに載せております。これも担い手の方の113経営体、21経営体、16経営体というのは農林課のほうで定めております数値を記載させていただいております。総農家数につきましては、下の注1にありますように2015年の農林業センサスの数値を記入するということで決められておりますので、2357戸で主業農家、要するに農家所得の50%が農業所得という農家が180戸というセンサスの数値を記入してお

りまして3年後、また36年3月末がどうかということで、この分については減少するという  
ことで記載させていただいております。というのが平成29年7月末現在の佐伯市の人口が  
73260人です。32年、3年後には68378人で統計にあります13年後の平成42年には59000人  
というふうに人口が減っていくという推計が出ておりますので、それに応じて農家数も当然減  
っていくだろうと、増えてほしいですけど、そういった形で参考の数値を載せております。農  
地利用の集積の具体的な取り組みをどうするのかということで3ページの下に書いてあります  
ように集積に係る一番の計画といいますか、プランが人・農地プランになりますので、現在佐  
伯市で215集落33プランができておりますがそのプランの見直し、更に新規に作成すること  
があれば農業委員さん、推進委員さんも含めてプランの作成に関わっていただきたいとい  
うことを書いております。続きまして、4ページでございます。②ですが農地中間管理機構とも連  
携して農地の出してと受け手の意向をふまえたマッチングを行っていききたいということ  
でございます。③といたしまして、農地の利用調整と利用権設定についてということで、管内の地  
域によって状況が違いますので担い手への農地利用の集積が進んでいる地域、ようするに優良  
農地が固まっている地域、そういった地域では担い手の意向をふまえた農地の集約化のため更  
なる利用の調整と利用権の再設定の推進に農業委員、推進委員さんで協力していきたいと、か  
たや中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では農  
地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、新規参入の受入  
れを推進して地域に応じた対応をしていきたいということを書いています。④といたしまして、  
地域の特性を生かして農業経営の効率化を図るために地域の特性を生かした団地化、農業委員  
さん、推進委員さんで団地化した方がいいというようなことを推進していきたいというふう  
に思っております。⑤といたしましては、現在の農地は全国的に問題になっておりますけども所  
有者等を確定できない農地が佐伯市にも多くございます。これの取扱いについては現在公示手  
続き等を経て大分県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用することができるという  
ふうになってます。実際佐伯市での例はありませんけど、こういったことも活用していきたいと、  
それと農業新聞の中にもございましたが今後この所有者を確知することについての国の方が  
法改正を行うというような情報も入っておりますので、そういう所を注視しながら対応して  
いくというふうに思っております。続きまして5ページの上の新規参入の促進についてとい  
うことでございます。平成28年度中に新規参入した参入者は2経営体、農地面積にして0.7ha  
ということでございます。この新規の経営体の中には法人による雇用とか親元就農については除  
いた数値ということでございます。3年後と36年の3月についてどういうふうに推計してい  
るのかということですが、その数値につきましては、佐伯市農業振興計画に基づいて、3  
年後に11経営体、5.2ha、この5.2haという数値につきましては、1経営体が新規就農する  
のが施設園芸が多いということで、施設園芸の平均的な栽培用地面積を20aというふうに考えて  
それに付随する農地部分と合わせて1経営体あたり40a程を必要とするのではないかと  
いうことで40aを基準にして増えた経営体40aを掛けた面積をカッコ書きで記入させてい  
たいております。具体的な推進方法についてでございますけど、農業委員さん、推進委員さん  
含めて必要に応じて新規参入したいという方について、農地の確認の案内とか相談に  
応じていこうということでございます。また、新規就農フェア等に参加して情報を収集  
していきたいと、努めていくということでございます。3番目として研修制度のPR  
ということで、佐伯市におきましてもファーマーズスクール研修制度や各種支援  
制度がありますのでそういったことを基にして市外の新規就農者の取り込みにも  
移住・定住対策と一体的に取り組んでいきたいということ  
でございます。これにつきましては先月の農業委員会総会の中で下限面積、空き家バンク

に登録された農地の下限面積を 0.1ha に先月皆さんで変更していただいたことですが、そんなことも含めながら一体的に取り組んでいくということでございます。最後に 4 番目としまして農業に関係する科がある高等学校、佐伯豊南高校に農業に関係する科がありますので、聞くところによりますと、この科を卒業しても農業に就職する方はほとんどいないということも伺っておりますので、関係機関に働き掛けるなどして新規就農者を増やしていきたいという取り組み方法を挙げております。以上です。

議 長：農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）ということで、ただいま説明が終わりました。何か質問等ございましたら。井川さんどうぞ。

蒲江 1 区推進委員：毎回会議のあるごとにもものを言ってすみません会長さん。7 月に私たちも推進委員になりまして、1 番最初に御相談カードというのを貰いました。この使い方はちょっとその当時分からなかったから事務局の方に電話して、私がポイントごとに配ったら悪いのかな、そして回覧板あたりで、こういうことがありますからということで回したら悪いんですかと聞いたらそれはいけませんと言われましたから、まだ 30 枚ここに持っているんです。この使い方は、農業委員、推進委員がそういう意見がある場合に出向いて書き込むようになっているんですけども、これもやはり農業地帯の遊休農地が多くなってきているから、貸したいよりも売りたいという声も聞くんです。それを個人的に出向いて行くということもちょっと引かかる部分があるんですよ。それで、こういうことがありますから私たちの所に来てくださいとってポイント的に落とすことは悪いんですか。

事務局：地区で回覧したらいけないとか言った記憶がないつもりなんですけど、ちょっと言葉的にそういうふうには。

蒲江 1 区推進委員：いえ、電話しました。私が事務局に電話して、そういうふうにしたら悪いんですかと聞いたんですよ。そしたら、あなただったか、それは悪いですよと言われましたから。

事務局：私が国とかの方針などを読む限り、推進委員さんが新たにできたんで、こんな活動をしているとかいうことを知ってもらうために、いろんな方法を使ってピーアールしてってもらいたいと基本的な考え方が私の中にもございますので、記憶にはございませんけど言い方が悪かったのかなとは思いますが、それは全然問題ございません。

蒲江 1 区推進委員：そしたらこれをあちこち農業している人たちにこういう相談を農業委員会が受けてますからと言って御相談カードを見せることは良いでしょ。

事務局：全然問題ないです。

蒲江 1 区推進委員：それを悪いと言われたから今まで手持ちで 30 枚持っているんですよ。

事務局：そういうことではない、全然有効活用していただいて結構でございます。国の方はですね、また次の議題でも触れますが、農地を持っている全戸に回ってから農地を使わないから貸したいとか売りたいとかいう情報と合わせてこういった活動を今回からしだしているということ

ピーアールしなさいというようなことも言われとってですね、そこまで出来ないという状況はありますと農業会議の方には言っている状況なんですけども、全然問題ございませんので是非ピーアールしてください。

蒲江 1 区推進委員：例を言ったら蒲江浦の私たちの地区が 7 班程あります。それを区長さんが回覧を持ってきた時にそれを挟んで、そうすれば 7 枚で終わることですから、そういうことをしてもいいでしょ。

事務局：問題ございません。ただ農地利用の最適化の推進の活動をするのが推進委員さんの場合は区域が定められていますので、もし隣の区域の担当の所におよぶ時には相談しながら、なるべく自分の区域でやっていただければ助かります。

議長：よろしいですか。はい。

6 番委員：この指針に関する質問とかでもいいんですか。1 ページ目の担い手が利用する農地面積の割合を 10 年後に 8 割に拡大するというのは国からの命令なのかもしれませんが、例えば木立の場合を考えた時に平地は各自作ってるし、新規就農の方が見えてどこで作るかと言った時に中間管理機構ですら手をつけない部分しか残ってないというか、それで 8 割の拡大というのはこの指針を作るのは、農協とか農業委員とか県とかひっくるめて作らなきゃできないのではないでしょかねと思ったのと、4 ページとか 5 ページなんですけども、研修制度のピーアールとか農地中間管理機構に簡易な基盤整備事業というのも随分昔からいろんな補助事業にうたわれているんですけども中山間地の段々畑とか多い田んぼとか農地をまた基盤整備事業とかしたら農家の負担が増えたりして手をつける農家というのがいるのかなって思ったりします。それから 5 ページの一番上の親元就農を除いているというところで専業農家としては新規就農が来てくれて農地が段々開拓されていくのはすごく良いんですけども、息子たちが帰って自分の経営体を拡大するという場合に親元就農を除いているというのはどうかなというのがあります。親元就農を入れればもっと増えたりするのかなというのがありますし、今県とか国の新規就農の補助事業で 150 万の補助事業ですけども、親元就農に少し出るようになったんですかね、J A 愛知とかは親元就農だったら 120 万の補助金を農協自体が出してどんどん農家を増やしていったりしてるんですけど、だからこういう話し合いというのは農協の意向とかをいろいろ聞いたりして作ったらいんじゃないかと思うんですよ。それと、トルコキキョウを作っているんですけど、作る人間が段々減ってきて販売額が減りました。そしたら、強化作目じゃなくなりました。そうするとハウスを建てたりする時の補助金が 3 分の 2 出るのが 3 分の 1 ぐらいになったりするので、そういう格差をどこかでなくしてほしいなというのは思いますし、新規就農いらっしゃいのポスターも強化作目でない作目は載らないんですよ。ですから、新しい農家さん、農家をしようかという子どもさん、大人の方には、トルコキキョウも作ってるよというのがなかなか伝わらないと思います。指針を作る時にはもっと寄って話さんといけんと思うんですけど。

事務局：貴重な御意見と質問でございますけど、まず 1 ページの担い手が利用する農地面積の割合を全農地の 8 割に拡大することを政府が目標に掲げたと、するということではなく国が目標に掲げたということでございますので市町村もこれを無視するわけにはいかないのかなということ



の意味も込めてであります。例えば佐賀平野とかあんな所には適してるんですよ、佐伯市とか中山間地が多い地域にはなかなか難しいのではないかなということは重々事務局も感じているようなところでございます。それと4ページの間管理機構の簡易な基盤整備とかそういったことを活用すると負担になってくるということは、私の方も実感がわきませんが、そういったことも併せてやる気があるような地域といますか、そういった所については活用しながら理想ですけど集落営農の組織化に取り組んでいく一助となることをしていったらどうかというようなことです。ここは私も明確な答えは言えませんが。それと5ページ目の上の親元就農の数値が入らないのはおかしいという御意見ですけども、黒岩委員さんには大変申し訳ないんですけど、県の方から国からと言った方がいいかもしれませんが、単年度の目標及びその達成に向けた活動計画の中で、その部分、法人雇用や親元就農は含まない数値をあげなさいと単純にそうになっているという話しただけで大変申し訳ございません。それとトルコキキョウなどの新規参入する場合の補助額が少なくなって新規就農しにくくなっているということで、これは以前、現会長の山田会長の方から御意見が出て県の今年1月23日にありました別府のビーコンプラザの冊子の中で山田会長の意見が出されましたように、それについては県の方に強くそういった差がないように新規就農するにあたってそういった差を設けないようにというような要望を佐伯市農業委員会としても旧体制でありますけども出したというようなところですよ。詳しい話は会長の方からお願いしたいと思います。

議長：新規就農に関しては、どんな作物であれスタートラインは一緒なんです。そこで差をつけたら補助金率が高いから俺はこっちに行くわと低い作物には全然入ってこない状態になってくるわけですよ、それはおかしいじゃないかという中で県議会議員を含めた中でやって今佐伯市においては不足分において佐伯市が補てんするよという事で今3分の2でやってますので是非とも新規就農を増やしていただきたいというふうに思います。

6番委員：だけどころこのJAがかたってないというのはおかしくないですか。

議長：先程金田補佐の方から説明がございましたように佐伯市の農業の協議会があるんですけども、そこにはJAさん、それから県、生産者、農業委員会も含めて、という人たちが入った中で協議をやってあげた数値なんです。ただ、そこには意見を言っても5年、10年先の目標値として掲げているだけで、この佐伯市においてはあまり効果がないのかなという気持ちしながら会議を終わった状態です。JAさんもその中では一言もクレームも付けませんし、なって欲しいなという状態です。今のところ。皆さんから絵に描いた餅じゃねえかと言われてもしょうがないかなと、ただこれを今からこういう状態で足踏みしながら足元を固めていくという事業を行っていかないとこれは解決できんかなというふうに思ってますので、これから徐々にはやっていきたいなというふうに思います。工藤さんどうですか。

13番委員：台風18号でほとんどの施設園芸している所が水没してます。これは提案なんですけども、今から新規就農する場合、田んぼとかによく作るんですけども、ほとんど水没してます。直川の方のイチゴのやつも、まだ引き渡してなかったと言ったんですけども全部だめになったと聞いています。農業委員会が非農地にして埋め立てて他のものにするという話がありますけれども施設園芸を作る場所を非農地の所がいいかどうかともわからんですけども、ある程度埋め立てて高いようにしてハウスを建てたりせんと低く浸かるのがわかったような所にするると新規参入

してすぐ水没したというようではやる気もなくなるんで農業委員会でできる話かできない話かわからないんですけども新規参入できるような場所を埋め立てて水に浸からないような場所を作ってそこに作るというような、遊休農地とかいろいろチェックしながら、そういう方法を農業委員会で考えて県とか国とか動かしてそういうふうな場所に新規参入者を呼び込むということをしていかないとおそらくほとんどの所が水没したんじゃないかと。私の所はたまたま浸からないような所で浸からなかったんですけども、そこらのところが農業委員会でいろいろ考えていけたらいいんじゃないかと、一つの提案なんでよろしくをお願いします。

事務局：おっしゃるとおりで、この中にも施設園芸とかイチゴとかを団地化していきたいということも盛り込んでおります。具体的に佐伯市農業委員会としてそういった高台にあるような所を埋立して有効な農地にしていこうというようなことを今回の佐伯市農政施策に関する要望の方には間に合わない可能性も高いですけど、農地利用最適化推進施策に関する改善についての意見、これは国、県になりますけど、出す場がありますので、その場を利用してどんどん出していたでいて佐伯市農業委員会としての意向を佐伯市または国、県に伝えていくよう取り組んでいったらいいと、賛成でございます。

議長：私も工藤委員の意見に賛成なんですけども、私の所も 17 年になるんですけども、ここは風当たりもないよ、水も浸からんよ、蓋を開けてみたら 1 週間に 1 回台風が来て冠水したような経験もあります。ただ、今地域の推進委員さん、それから農業委員さん、そういう地域を知っている方々の地域環境を教えてあげるといのも一つの手でありますので是非とも協力をして欲しいというふうに思います。補佐が言ったように県や国の方にも押し上げて提言していきたいなというふうに思います。他にございませんか。はい、どうぞ。

10 番委員：私運営委員なんですけども、今さらここでこういう質問をするのもどうかと思ったんですが、2 ページ目の農地面積 1980ha と現在がですね、佐伯市の総農地面積が 3600ha と、遊休農地が 373ha あるということで、あと残りは赤判定ということですか。

事務局：農家台帳上の農地になっている分が 3600ha で、ここでいいます耕地及び作付面積統計上の面積が 1980ha でこの差というのはおそらく赤判定の部分が大部分を占めていると思われま。

10 番委員：これでいうと 1247ha ぐらいが赤判定というのが現実にあるということですか。

事務局：今資料を持ってませんが、去年見た時には約それぐらいあったような記憶をしております。

議長：よろしいですか。他にございませんか。はい。

7 番委員：私は水田農業をやっておるんですけども、水田農業がこれからやっぱり取り組む人が多くなっていかないと農地集積とか休耕田というのは絶対減っていかないと。まず、施設園芸の方が補助金がいろいろあると思うんですけども水田農業に取り組む時にコンバイン、田植機、乾燥機とかすべて入れたら 1000 万円を超します。これに私ども補助金一銭もありません。水田農業を始める場合、で、5 年、10 年経ってやっとな県の国の資格に入ると 3 割の補助が付く、運がいい人が当たります。私も 1ha から始めて 5ha になっていくと機械の大きなのがいるけど

も補助金は一切付きません。やっぱり国のこういう農地集積を取り組んでいく指針がある中でやっぱり水田農業を発展させていかないと集積率が上がらないんで、新規就農で水田に取り組むという人が増えるように、補助金とかいろいろな面で、農協とかも出荷体制とか、やっぱりいろいろ3者で、農協、県、市、生産者といろいろな会合を持って、横の連絡を取って行って、水田農業に取り組む人が増えるようにこれから農業委員会としても取り組んでいただければと思っております。

12番委員：どの位置で意見として出そうかなと迷っていたんですけども、今後の農業の施策とか農業委員会の指針とかその辺の意見が出てますので、あえてこの席で出させていただきます。今まで3、4、5条だけにほとんど時間を費やしてこういう議論というのはあまりありませんでした。実は私はこういう議論の方が、どういうふうにしたら良くなるかというということで農業委員会が進展していくんじゃないかという期待をしております。ただ、バラバラ出ても私も頭の整理が付きませんので、今後問題点を全部拾い出して箇条書きのようにしてそれがどういうふうな対応ができるのか、会長を含めてその辺でしていただいていた方が分かりやすいのかなという思いをしております。それと、先程池田委員の方から農業委員がどこに着眼点を置いているのかという厳しい意見を言われて私もビックッとしました。確かにおっしゃるとおり、その辺については農業委員として新しく、3ヶ月経ちますけどもう一回ふんどし締めなおして、今言ったいろいろな意見が出たことに対して整理していかないけんのかなという思いをしております。そこです、農業委員17名、推進委員の方27名、今回で推進委員の方は最後になるんですけど、私にとっては、いろいろな先輩方、新しく推進委員になられた方、非常に貴重な人材の方が見受けられます。今後のためにも今回で最後というのではなく年に2回程程度、回数は何が適当かわかりませんが、最低上期、下期に推進委員の方も含めたこういう場があっていただいてもいいのかなという思いをしております。それに関連して2つ程、先程、非農地証明が出ましたが、写真だけを見ると非農地証明やなというふうになるんですけども、じゃ隣の農地で耕作している所はどうなるんですかと、荒らされて非常に迷惑をする土地が出てくると思います。簡単に非農地証明していいのかなというふうな思いもしております。そういう諸々のことを先程言いましたように、大きな問題から、小さな問題いろいろと整理していただいて今後進めていただきたいなという思いで聞いておりました。そういうことです会長。

議長：事務局、お二方の意見を伺いましたけども。

事務局：問題点等箇条書きにして農業委員さんで揉んだらどうかということでございます。今回は、毎年佐伯市農政施策に関する、何でもいいんですけども、要望とか意見等は、今回は平成30年度の市の予算編成に向けたためということで期限を切らせていただいておりますが、前回から会長と話をしていつでも農業委員会に対してどんなことでもいいので意見を出していただければその分を総会の議題として取り上げて対応していきたいと思っております。それと、推進委員さんを年に2回程一緒に議論した方がいいんじゃないかというご提案でございました。私も正しくそう思います。一応今年度は今回までということで言っておりますが、今年度も最適化交付金配分の関係でもう一回と次の項目である所でも全体が集まるかどうかかわかりませんが集まっていたらいいということもありますので、来年度以降も年に2回程は集まっていたくのは大変いいことだと思いますので、そういうふうにしていく方がいいんじゃないかなというふうに思っております。非農地証明は何だったですかねえ。

12 番委員：非農地証明の例題として出したんで、今後そういうことをいろいろと許可は法律上では簡単に反対はできないんだけど、その関連でいろいろと問題が出てくると思います。太陽光発電にしても非農地証明にしても周辺はどうなるんですかという危険性をはらんどると思います。その辺も含めて今後検討していかないかなのかなという思いがしております。

事務局：そのとおりでございます。事務局の方も受付する際にはそこらのことは注意して現状対応している状況ですけれども足りない部分等がございましたら、農業委員さんと協議したいと思います。

議長：夢田委員の質問、水稻の補助金についてという話なんです。

事務局：水稻の補助金、農機具等の購入の際とか修理の際の補助というふうな感じに私は聞こえたんですけども、個人ではございませんけど、この後出てきます佐伯市への要望の中で確か橋迫委員さんだと思いますが、米を作るのに米価の低迷により収入は減るのに農機具については更新とか購入とか修理に多額のお金がかかって経営に困難をきたしている。よって橋迫委員さんの意見は個人ではございませんけど、集落単位なんかで共同利用するというような話がまとまった場合は市の補助をしてくださいという要望をこの後提案しますが、挙げている状況ですので、回答になるかわかりませんが、まさにそのとおりだというふうに思っております。

7 番委員：個人に出ないのはしょうがないんですけども認定農業者、そして集落営農の分は国の基準を満たせば補助金が3割とか5割があるんですけども、これはなかなか宝くじに当たるようなもので順番がきません。新規就農と言うのか、橋迫さんが言うようにこれから面積を広げていこうかという若い人に対して何か補助金が出るような仕組みを作っていただければと思っております。

議長：水稻であれ新規就農であれば年間150万の補助金出ますから、機械の補てん金額ではございませんけど、これ5年間出ますので今のところはそれぐらいかなというふうに思います。あと農地利用意向調査について時間がちょっとかかるかなと思いますので、最後に1件、はい、黒岩さん。

6 番委員：今さらながらのお尋ねなんですけども、非農地にする場合、私たちがここはもう非農地にした方がいいんじゃないですかという問いかけをするんですか、それとも自発的に農家の方がここも非農地にしたいんだけど事務局に来るんですか。去年、太陽光を設置しようかなというおじさんと話をしたんですけども、ここを非農地にしたらいいじゃないですかと、太陽光の話はなかった時ですが、税金が違って俺はせんのじゃと、でもそこは明らかに非農地状態だったんですけども、そういう場合はどういう働きかけをしたらいいんですか。地主さんしだい。

事務局：まだ佐伯市は取り組んでおりませんが、今日ここで審議したのは非農地証明願、個人から出されたものですが、佐伯市農業委員会として、ここ非農地ですよと通知するという仕組みについてです。現在、他市の状況とか見て佐伯市は取り組んでませんので、どういったやり方がいいのかなと、ただ黒岩委員さんが言われたように税金にも関係するので無条件で佐伯市農業委員会だけで決めてやるのがいいのかどうかというところも含めて研究しているような状況

です。

議 長：それではですね、次の方に入りたいというふうに思います。推進に関する指針（案）についてはこれで終わりたいというふうに思います。農地利用意向調査について事務局説明をお願いいたします。

事務局：別冊に農地利用意向調査方法（案）ということで皆さんにお配りしております。皆さんの行動に関係することですので皆さんで揉んでいただければと思っております。まず、農地利用意向調査とは何かということでございますが、8月から9月の中旬ぐらいまで推進委員さん皆さんに農地利用状況調査をしていただきましたが、その中で緑、青判定に判定された再生可能な農地については、農地法の中で農地として再生できる農地を今後どうしていくのとほったままにするのはいけないよという意味も込めて意向調査をなさйтеというふうの方で決められております。これは必ずやらなければいけないものでございます。調査の期間につきましては、1番にありますように今年度の11月中旬ごろから平成30年の1月末までにやらなければならないということでございます。郵送で調査する場合は11月末までに必ず調査票を発送しなければなりません。調査の件数についてでございますけど、調査の対象となりますのは昨年の利用意向調査時までは耕作又は管理していたが、今年の推進委員さんが回って見た利用状況調査で新たに管理してないと判定された農地、いわゆる緑、青判定です。その農地が意向調査の対象となります。昨年度実績で約530人、筆はこれより多いということです。この530人のうち130人程は所有者が市外在住者とかで実際に意向調査を行うのは約400人程になろうかと今思っております。推進委員さん27人で単純に割った場合、1人当たり15件の意向調査をするような形になります。区域によって多い少ないというのがかなりあるのかなというふうに思っております。またそれは調整をしたいというふうに思っておりますが、皆さんにお諮りしたいのは調査方法でございますが、先程も言いましたが昨年度までは事務局の方が郵送で調査票を送ってその回答を回収しておりました。しかし今年度から農地利用最適化推進委員もできたことと新制度になったことに伴いまして国の意向としては、人と農地をマッチング、すり合わせていくためには地域の農業者を戸別訪問などを通じて、委員としての活動を行っていることを知ってもらうということも含めて個別になるべく言って行くとかかりを作りなさいよというような意向でございます。そんなことから推進委員さんによる訪問による聞き取り調査をしたらどうでしょうかという提案でございます。その時に農業委員さんが何もしないのかというようなことになろうかと思えますけど国の方の意向としても担当区域を持つ推進委員を中心にして農業委員と協力して行いなさいということになっておりますので案として農業委員さんも加わって複数人で訪問して聞き取り調査を行うということで、次の2ページに松江市農業委員会の例を載せてありますが、松江市の方ではエリアに分けて更にそのエリアをチームになるように分けて農業委員さん1名に対して推進委員さんが3名、4名、2名というふうな形で農業委員さんが関わっているという案があります。ちょっと分かりにくいので、佐伯市で農業委員さんが1名ずつ入ってチーム分けするとすれば区域が27区域ございますが、農業委員さん17名です。ですからその17名を3ページの右側にありますようにAさんBさんCさんDさんEさん、Fさんについては2か所上浦と佐伯6区にFさんがおりますけど、Fさんが2か所の推進委員さんと一緒に回ると、あとは佐伯管内については1区につき1人の農業委員さん、弥生につきましては弥生3区について1人の農業委員さん、本匠、宇目、旧町村単位で1人の農業委員さんがついて一緒に回ったらどうだろうかというごく簡単に考えた案を示して

いるだけで、こうなさいよとかそういったつもりは一切ございません。わかりやすいように書いただけでございます。そういった形で農業委員さんも加わる方法が①番、②番として離島の分について農業委員さんが全て受け持って回ると、③として複数区域にまたがる分、未相続分についてどうするかということも含めて農業委員さんが受け持つとかということなどが考えられます。皆さんで今日揉んでいただければと思っています。最後まで説明したいと思いますが、その時にその農業者の緑、青判定の農地を所有する世帯に赤判定とか緑、青以外の農地、また白で作っている農地等も持っている訳でございますが、年を取ったということで今作っている農地もどうしていきたいとかいう希望もたぶんございますでしょうから緑、青判定の調査を行う時に、その人が持っている全農地についてもどうするのかということについても意向調査とは別に調査したらどうでしょうかという提案でございます。事前に訪問する際には推進委員さんが持っている図面でその方の農地を確認して話をする方がいいのかなというふうに思っています。4の調査用紙につきましてでございますけど、4ページ、5ページをお開きいただきたいんですが、4ページに遊休農地の利用意向調査についてお願いということで、これを持って回るようになるということでございます。上段に四角で囲んでおりますように、調査の目的につきましては、遊休農地の所有者の皆様は今後その農地をどうしていくのかについての意向を聞くというのが意向調査の内容でございます。具体的には5ページ、その右側にありますように、上段の方に意向項目として①から⑥まで、①が当該農地について中間管理機構の利用を希望すると④番自ら耕作するか⑤として耕作管理をして遊休農地ではないと言われる方もいるかもしれません。その番号を、調査自体は全く難しいことではないです。緑、青判定された農地が①から⑥のどれに該当するか聞き取るだけの話しですので、何ら調査自体は難しい話ではございません。ただ、農業委員さん、推進委員さんが訪問した際にはそれ以外のことの話が多くなるのかなということを思っております。6ページについております桜川市のアンケートにつきましては緑、青判定以外の調査票をこれを簡単にしたものを作って調査したらどうでしょうかということで、これちょっとわかりにくいので、まだ簡単な形にするべきかなと思っております。1ページに戻りまして、5の説明会というふうにありますますが、今回から、今日訪問して調査を行うということが了解できれば、該当する調査世帯がどこになるかとかいうのが確定したら調査票と合わせて皆さんに説明会を全体会をこういう形で設けるか若しくは区域ごとに分けて設けるか別にして説明会を開催したいと思っております。以上ですけど、今日調査方法について皆さんの方でどれがいいかと決めていただきたいということでございます。

議 長：ただいま事務局の方からこの意向調査についてどのようにしていったら佐伯市農業委員会はいいのかなという提案がありました。どなたかいい意見を。はい、どうぞ。

宇目2区推進委員：ここに書いているように各地区で寄って話した方が早いと思います。ここで全体で話しても僕は上浦のことはわからんし、要するに土地と人間を結びつけるというのは大変厄介なことです。とにかく夜は動けん、人に行くつたて無理です。前は地区に行って聞けばよかったですけど、そうは間屋がいかんで、例を取れば今宇目は3人おって農業委員の4人態勢ですからその中で話していくということでいいんじゃないですか。全体でいくら話しても佐伯のあそこがとか言われてもわかりません。特にこの関係は奥宇目です。宇目でもどんどん奥に入っていくと青判定です。毎年増えています。そういうと叱られますけど、できれば地区ごとに話すのはどうでしょうか。早いと思いますよ。

事務局：ありがとうございます。委員さん、これが訪問して人と農地をマッチングする、最終的につなげる、そこまではする必要はないんですよ。先程も言いましたように調査自体はごく簡単な話で緑、青判定になっている農地が①から⑥までの、今から耕作していくと言うのか、農地中間管理機構に貸したいとか、ただそれを聞くだけの話で留めて実際にその農地を誰かに貸すとか最終的まではする必要はないんですね、説明会は今言われたように個別にやってもかまいません。ただ、このやり方でいいかというのを皆さんの了解がいただきたいということで提案している状況です。

議長：意向調査の方法論だけだと思います。こういう方法でいいんじゃないかというのがあれば意見として出してほしいなど。はい、どうぞ。

蒲江1区推進委員：さっき私が言ったことと意向調査が結び付くんですけど、相談カード。結局こういう状況になるんだったらやはり早く回しておけばよかったな、そうすれば農家の方が、どんどん相談来てくれるはずだった。これはやはり相談カードとこの意向調査は結び付く、今これをしてなければならぬのなら、やはり地区ごとに分けてどんな方法がいいのか、それはそうすべきでしょう。あの相談カードをやはり有効に使うべきだったと思ってますよ、今は。

事務局：正しく井川委員さんのおっしゃるとおりだと思います。ただ、今回は先程も言いましたように佐伯市全体で400人程、簡単に27で割ると1人15件程ということでございます。もちろん前段にカードをお配りしておく方が意識が高まって良かったと思いますけど、そういったことで全戸ということではございません。

議長：調査方法について3番に書かれておる方法やこういう方法があるんやというのがあれば、そっちの方法を教えて欲しいなど、それで佐伯市農業委員会は進んで行こうかなというふうに思いますので、どなたか意見ございませんか。はい、どうぞ。

佐伯5区推進委員：うち方の場合は行ったって年寄りにはわからん、若い人がおらんじゃ、自分とこの土地が何処にあるのか、今どうなっているのかわからんという人が多い。だからこの間のパトロールした時でも草がぼうぼうに生えとる。栗を狩る時には誰かが行って狩って、栗の木があったんだいのうと、柿をもぐ時だけ来てここの家の氏だいのうと思って、これは無理じゃのう山になつとると思っても、そして部落で寄ったってうち方寄る氏はおらんわ、こんわ。私方は区画整理してないんじゃ、この部屋ぐらいを5つも6つも筆数があつてみな人間が違う。貸してもないけど借り手もない。全く無駄な話じゃ。

事務局：清水委員さん、大変すいません。私の説明が悪かったと思います。5番の説明会というのは地元の人たちを集めてするという意味ではございません。農業委員、推進委員さんに、何処と何処を回っていただきたいと、この用紙を使っていただきたいと委員さんにする説明会のことでございます。

6番委員：私はお願いもちょっとあるんですけど、出来たら地元で小川さんと池田さんと3人なんですけど、3人でこことこことに分けて行ける時に行ける時間に行くというのが仕事の関係上とても

楽なんです。

議 長：地元で分けるという、推進委員さんと農業委員さんが集まってそれで分割してしまうということですね。ただ、推進委員さんの担当地域の中で地元とかいう状態でない推進委員さんもおるわけですね、そういう人もおるんで1区の波戸崎さんとか、木立に住んでいるんだけども市内を回らないけん。

事務局：農業委員さんは地元じゃないけど、推進委員さんは皆地元です。

議 長：佐伯市1区がそうですか。そういう状態がありますので、推進委員さんに任せるか、農業委員さんを何処に付けるかという状態だと思うんです。

佐伯3区推進委員：複数で回ると時間の調整とか問題があってなかなか日程の都合がつかないと思うので、地元で推進委員がおるんであれば推進委員に任す方がうまくいくんじゃないかと思うんですけど。それ以外であれば、地元の推進委員とある程度農業委員に任せるとか。単独で回る方が時間調整もなくていいんじゃないかと思います。

事務局：今黒岩委員さんが言われたのと同じで、例えばここで農業委員さんと推進委員さんと一緒にペアを組んでもあなたはこっち回ってください、私はこっち回りますというふうなことで個別に回るのもOKだと思います。それは、もし仮にペアになればそういったことを2人の間で決められても全然問題はないと思います。

議 長：今まで各地区でまとまって相談とか相談カードとか高齢者で、地元で、いろいろ意見が出ました。どうぞ。

蒲江3区推進委員：うちの方の体制を報告しておきます。実は西野浦から畑野浦方向ですけども専門農家が養豚が1件、イチゴが3件、それ以外はありません。非農家が多いです。そんな所というのはどうやって調査をしていくんですか。

事務局：農地を持っている方の、農家じゃなくて、緑、青の農地の所有者の所に調査に行ってもらいたいということでございますので。

蒲江3区推進委員：農地の所有者、農地の所有者に行ったら叱られる、わしの勝手や言って。そして、もう1点聞きますけど、西野浦から畑野浦この家を私は知りません。何かゼンリンか何かないと分からないです。

事務局：事務局ができる限り協力していきたいと思いますので、分からない所を言っていただければゼンリン等で探して協力していきたいと思っています。

議 長：大石さん。

弥生1区推進委員：回る回る言うけど、はっきり言うて農地の持ち主はどうして出すんな。番地は分か



るけど、持ち主がわからな家に行ったって違う家に行く可能性もある。

事務局：事務局の方で、持ち主Aさんが緑、青があるというようなりストをもちろん出しますのでそれに基づいて行っていただくということです。

議長：推進委員さんとはとにかく地元を回ろうという気の意見ばかりなんですよ。あとは農業委員さんの振り分けだけになると今思っているんですが、農業委員さんの振り分けはどういうふうにしたらいいなって思ってますか。たぶんここで決まらなければ、私に一任できますか。はい、どうぞ。

15番委員：蒲江には推進委員の方も書く地域を担当した方が、しっかりした方がおられます。ちょっと極端で、蒲江の長い距離の中で一番端と一番端なので農業委員3名、それでいざこざ言っても始まりません。あくまでも3名を推進委員さんのところに事務局の方で割り当てていただいて、それに従うだけです。もうそうしないといくら議論しても一緒です。お願いします。

議長：ありがとうございます。それでは農業委員さんの振り分けについては事務局と私と副会長の方に一任していただきたいというふうに思います。できるだけ地元の方は、そっちの方に付けたというふうには思っていますけども、何せ17名しかいませんので、それに沿わない方もいらっしゃるかと思えますけどよろしくお願ひしたいというふうに思います。それでいいですかね。（はい、の声多数あり）ありがとうございます。それでは平成30年度佐伯市農政施策に関する要望・提言（案）について事務局説明をお願いいたします。

事務局：平成30年度の佐伯市の農政施策に関して平成30年度の予算要求に間に合う形で要望・提言を出してくださいというのが趣旨でございます。波戸崎委員から1件、山田会長から2件、橋迫委員から1件、吉良委員さんから1件、合計5件の要望・提言が出されました。そのうち吉良委員さんの分については、先程も吉良委員さん御自分で言われておりましたが、農業委員会の運営に関する要望・提言でございましたので、運営委員会の中で十分論議して意向は分かったということで、この要望・提言書は佐伯市の農政施策ということでございますので、除かせていただいております。2ページをお開きください。1点目の要望が、市民農園の増設（女島地区）についてということで、女島地区に耕作されてない農地が多くあり、近隣には住宅地が多くて高齢者、農業に取り組んでみたいという高齢者も多いという意味で遊休農地の解消にもつながるということで女島地区に用水路を使って農業をしているわけですが、その管理費とか含めて管理運営を佐伯市がすることによって市民農園にできないかということです。その市民農園に地域おこし協力隊のような形で農業指導者を嘱託等で雇い、常に農業を指導する方を置いたらどうでしょうかという要望・提言でございます。2点目が昨年度も有害鳥獣対策については佐伯市の方に要望書を提出したところでございますけど、引き続いて被害が多いということでございますので、佐伯市全体に鳥獣害ネットを張っている所と張っていない所が分かるような形にして張っていない所についてネットを張ったらどうですかという指導を行ってはどうでしょうかと1点目が、2点目が有害鳥獣の中でも鳥害対策が去年から大分言われているところでございますので、カラス、ヒヨドリ等に対して、これらの鳥を捕獲した場合は佐伯市の猪とか鹿を取った時に報償金が出ますけど、その報償金が出るような対象の有害鳥獣に指定してもらいたいというのが2点目です。これが大きな2です。大きな3として、農業振興地域の

見直しについてということで、農業振興地域、これは農用地とは別です。皆さん誤解する方が多いんですけど、農業振興地域が一部稲垣の方とか外れているにも関わらず盛んに農業がおこなわれている所がございます。そういった所を農業振興地域に含めて補助金が活用できるようにして農業が衰退しないようにできないでしょうかという要望・提言でございます。続きまして3ページ、4として担い手不足対策、農業機械の購入（更新）・修理についてということで、近場に働く場所がないために若い人が県外に出てしまっていて、兼業で農業をすることができないという問題があると、また農業する方の高齢化や米価格の低迷により農業収入が減少しております。かたや農機具の購入（更新）、修理に多額の費用が掛かって採算が取れていない、これでは農業する方が減っていくだろうということで、まず1点目で、近隣で働くことができる場所を確保し、兼業で若者が少しでも農業をできるようにできないでしょうかという提案でございます。それと、農機具の購入（更新）、修理の時に集落単位などで共同で使うんだという話がまとまった時は購入費、修理費に助成、補助する制度が設けられないかと、そうすれば集落営農組織の立ち上げにも発展していった遊休農地対策が進んでいくだろうという提言でございます。

議 長：佐伯市の農政施策に関する要望・提言、ただいま4件の説明がございました。これで30年度の要望・提言はいきたいと思えますがよろしいですか。（はい、の声複数あり）皆さんの承認を得て市長の方に要望・提言をしたいと思えます。ただ、今回4件だけしか出ておりません。常に受け付けておりますので、ただ来年度に回りますけど、どしどし問題点を出示していただきたいというふうに思えます。

事務局：会長すいません。市長に手渡す人の規模について運営委員会規模で行いたいということ。

議 長：まだ市長の日程等の調整がありますけれども運営委員さんと会長、副会長、事務局含めて提言していきたいというふうに思えます。よろしいでしょうか。（はい、の声複数あり）ありかとうございます。それでは報告及び連絡事項について、平成29年度農業委員会地区別セミナーについてお願いいたします。

事務局：今日、開会する前に私の方で出欠の確認をさせていただきました。まだ何人かの委員さんを回れなかったこともありますので、今日の帰りでも用紙により出欠等を含めて出していただきたいと思えます。農業委員さんについては、11月1日の当日は午前10時から総会を開いて1時に地区別セミナーに行くこととなりますので弁当を希望する方は事務局の方で頼みますのでまだ出されてない方はそれも含めて私の方にお知らせいただきたいと思えます。これ以降セミナーのことについて御案内はする予定はございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長：よろしいですか。まだ申込み等してない方は後程事務局の方に出していただきたいと思えます。それでは転用申請時における土地改良区等の意見書の添付についてお願いいたします。

事務局：これは、委員さん皆様をお願いでございます。4条と5条の申請の際に土地改良区等水利管理者の意見書を該当する土地に関しては添付していただいておりますが、受付の際に重々気をつけて確認をして提出をいただいているようにはしておりますが、もし議案書とか送付した後でもれがあって気が付いた点がございましたら事務局に連絡いただくか、申請者の方に直接管

理組合に入っているはずですけどということで御指導して意見書を出していただくように注意をお願いいたします。

議長：続きまして災害お見舞いについてということで私の方から報告いたします。先日の台風 18 号の水害被害をずっと見て回った中で、水害、火事見舞い等、佐伯市農業委員会には見舞い規定というのがないんです。これについて運営委員会で議論いたしました。ただ、議論した中で、火事とか水害被害の程度、基準を設定するのがものすごく難しいという状態に至りました。また、水害被害等あった時には 1 件ではなくて複数になったりとかというような状態の中で財源不足ということもございまして佐伯市農業委員会としては物資等の支援については是非ともやろうやと、ただし今回はそういう火事見舞い、水害見舞いについては見送ろうという結論に至りましたので皆さんに報告したいと思います。続きまして、全国農業新聞後期普及強調月間の取り扱いについて事務局お願いします。

事務局：1 枚なりの全国農業新聞を取っていただきたいというお願いの文書をお配りしておりますのでよろしく申し上げます。それと追加で会長よろしければ言いたいんですけど、今日、農家相談の手引きというカラー刷りの冊子を差し上げておりますのでその中に利用意向調査とかいろんなことについても書かれておりますので全然説明できませんでしたが、御家庭でお読みになっていただければと思います。

事務局長：皆さん大変長時間お疲れ様でございました。次回の開催日は 11 月 1 日水曜日午前 10 時から市役所第 2 委員会室で行いますのでよろしくをお願いいたします。それでは閉会の挨拶を副会長お願いします。

17 番委員：平成 29 年第 10 回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。皆様お疲れさまでした。

(16 時 37 分閉会)